

大和市告示第74号

大和市健康関連商品等普及啓発事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市健康関連商品等普及啓発事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大和市企業活動振興条例（平成30年大和市条例第 号）第3条に規定する基本理念にのっとり、本市における企業活動の促進を支援し、もって産業の活性化を図るとともに、広く市民の健康の維持増進に資するため、中小企業者が行う健康関連商品等の普及啓発事業に要する経費に対し補助金を交付することに関し、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者をいう。
- (2) 健康関連商品等 広く健康の維持増進に資する商品又は有償サービスをいう。

(補助事業)

第3条 補助事業は、中小企業者であつて、次の各号のいずれにも該当するもの（以下「補助対象者」という。）が行う健康関連商品等の普及啓発事業とする。

- (1) 第6条の規定による申請時点において、国が制定した健康経営優良法人認定制度の認定を受けていること。
- (2) 市内に事業所を有し、かつ、市内で次のいずれかの事業を1年以上継続して営んでいること。
 - ア 製造業（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる大分類Eに分類されている事業をいう。）
 - イ 情報通信業（日本標準産業分類に掲げる大分類Gに分類されている事業をいう。）
 - ウ 自然科学研究所（日本標準産業分類に掲げる小分類711に分類されている事業をいう。）
- (3) 本市の市税等に滞納がないこと。ただし、滞納があつても既に分割等で納付履行中の者又は分割納付誓約書を提出した者は、この限りでない。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、健康関連商品等の普及啓発に要する経費のうち、当該年度内に補助対象者が支払った次に掲げる費用とする。

- (1) パンフレット制作費用
- (2) ホームページ制作費用
- (3) 広告掲載費用
- (4) 販売促進イベント開催費用
- (5) その他市長が認めた費用

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が、国、他の地方公共団体その他公共団体、公共的団体若しくは本市から補助事業に係る他の補助金等を受け、又は受けることが見込まれる場合は、当該補助金等の額を除いた部分を補助の対象とする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、当該年度の予算の範囲内で、補助対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、500,000円を限度とする。

（補助金の申請）

第6条 申請者は、大和市健康関連商品等普及啓発事業補助金交付申請書に、規則第4条に規定する補助事業計画書及び補助事業収支予算書のほか次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 健康経営優良法人認定制度の認定を受けていることが確認できる書類
- (2) 申請者の事業内容が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについて、補助金の額を決定し、大和市健康関連商品等普及啓発事業補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付は、当該年度内において1補助対象者当たり1回限りとする。

（補助事業の計画変更）

第8条 補助事業者は、前条第1項の規定による通知を受けた後に、その計画内容を変更しようとするときは、速やかに大和市健康関連商品等普及啓発事業計画変更申請書に必要な書類を添え、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについ

て、大和市健康関連商品等普及啓発事業計画変更承認通知書により補助事業者に通知するものとする。

(事業実績の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに大和市健康関連商品等普及啓発事業補助金実績報告書に規則第10条に規定する補助事業収支決算書のほか次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の額を証する書類（事業費の領収書の写し等）
- (2) 事業の成果物（完成したパンフレット、販売促進イベントの記録写真等事業の実施成果が分かるもの）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付時期等)

第10条 補助金の交付時期は、当該補助事業が申請のとおり完了したことを確認した後とし、第7条第1項の規定による交付決定に基づく正当な請求書を受領した日から30日以内とする。

(様式)

第11条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第 1 1 条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	大和市健康関連商品等普及啓発事業補助金交付申請書	第 6 条
第 2 号様式	大和市健康関連商品等普及啓発事業補助金交付決定通知書	第 7 条
第 3 号様式	大和市健康関連商品等普及啓発事業計画変更申請書	第 8 条
第 4 号様式	大和市健康関連商品等普及啓発事業計画変更承認通知書	第 8 条
第 5 号様式	大和市健康関連商品等普及啓発事業補助金実績報告書	第 9 条